

湖西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、幼稚園教育の普及に資するため、家庭の所得の状況に応じて幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、市立幼稚園と私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、私立幼稚園の設置者に対して私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則（昭和 51 年湖西市規則第 18 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が、当該私立幼稚園に在園する 3 歳児、4 歳児及び 5 歳児の保護者に対し入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免する場合に行うものとする。

2 補助金の交付の対象となる園児は、市内に住所を有する者とする。

3 補助金の額は、別表に定める額とし、同表の 1 の表及び 2 の表のいずれにも該当する園児を有する場合は、別表の 1 の表に基づき算出した補助限度額と、別表の 2 の表に基づき算出した補助限度額とを比較して、いずれか大きい額となる補助限度額を適用するものとする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする設置者は、12 月末日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 保育料等減免措置に関する調書（様式第 3 号）
- (4) 徴収している保育料等の額を明らかにする園則等の書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 4 条 市長は、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、私立就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 5 条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、概算払請求書（様式第 5 号）を市長

に提出するものとする。

(実績の報告)

第6条 補助金の交付を受けた設置者は、減免措置を完了した後15日以内に、私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、私立就園奨励費補助金確定通知書(様式第7号)により設置者に通知するものとする。

(書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした保育料等の減免について(様式第8号)を5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

1

区 分	対象 経費	補 助 限 度 額		
		1人 就園 の場 合 及 び 同 一 世 帯 か ら 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 最 年 長 者 (第1子)	同 一 世 帯 か ら 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 次 年 長 者 (第2子)	同 一 世 帯 か ら 3 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 左 以 外 の 園 児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合算額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯(ひとり親世帯等)		年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯(その他世帯)		年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯(ひとり親世帯等)		年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯(その他世帯)		年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯(ひとり親世帯等)	年額 217,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯(その他世帯)	年額 115,200 円	年額 211,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	年額 62,200 円	年額 185,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,201 円以上の世帯		年額 154,000 円	年額 308,000 円

2

区分		補助限度額	
	対象経費	、及びに該当する世帯において、保護者と生計を一にする兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者及びに該当する世帯においては、小学校又は特別支援学校の第1学年から第3学年までのいずれかに在籍する兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	、及びに該当する世帯においては、保護者と生計を一にする兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び保護者と生計を一にする兄・姉を2人以上有している園児及びに該当する世帯においては、小学校又は特別支援学校の第1学年から第3学年までのいずれかに在籍する兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		年額 308,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯(ひとり親世帯等)	入園料、保育料の合算額	年額 308,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯(その他世帯)		年額 290,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯(ひとり親世帯等)		年額 308,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯(その他世帯)		年額 290,000 円	年額 308,000 円

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）	年額 308,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（その他世帯）	年額 211,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	年額 185,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯	年額 154,000円	年額 308,000円

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
 - (1) 当該年度に入園料を負担している場合
補助限度額（年額）×（保育料の支払月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）
 - (2) 当該年度に入園料を負担していない場合
補助限度額（年額）×保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）
- 3 実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 この表における「市民税所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。ただし、市民税所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しない。
- 5 この表における「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅の者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

6 この表における「保護者と生計を一にする兄・姉」とは、次のいずれかに該当する者であって、就園している園児と生計を一にするものをいう。

(1) 保護者に監護される者

(2) 保護者に監護されていた者

(3) 保護者又はその配偶者の直系卑属((1)及び(2)に掲げる者を除く。)

7 就園している児童の兄・姉が、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を利用している場合については、兄・姉を幼稚園児とみなし、就園している児童を第2子以降とみなす。